

[問]

(2) 監査役の職務権限

B 4問中3問選択

B-1. 預金と合同運用指定金銭信託との相違点をいくつか挙げ、それぞれについて説明せよ。

B-2. 信託の終了について知るところを記せ。

B-3. 労働協約による退職金制度の50%を適格退職年金制度に移行する場合の税制上の取扱いについて

(1) 事業主 (2) 加入者 (3) 受給者 のおのおのに分けて述べよ。

B-4. 厚生年金基金における年金経理に属する総資産から生ずる運用収益について、その一部は業務経理へ繰入れることが認められているが、これに関する厚生年金基金規則およびそれに準拠する監督官庁の指導の内容を述べよ。

C 4問中3問選択

C-1. 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出およびその運用の仕組みを、私的独占禁止法との関連において説明せよ。

C-2. 保険業法第86条準備金(評価・売却損益に関する積立金)について説明せよ。

C-3. 被保険利益の意義およびその種類について簡単に述べよ。

C-4. 比例填補の概念を記し、その根拠ないし必要性について所見を述べよ。

昭和 50 年度 (解答)

A-1

- (1) 事業方法書は、保険会社が営業する場合の準則（例えば営業地域、保険種類等）を定めたものであり、保険会社がこれによって事業を行い、監督官庁がこれによって監督を行う内部的な規定である。

事業方法書は、契約者に対する拘束力を有する約款、定款とは異なる。

- (2) 当該契約は事業方法書違反であっても、契約上問題がなければ、契約そのものは有効であり、契約者および保険金受取人は、契約に関する権利を主張し、義務を履行することができる。

- (3) 事業方法書違反があるということについて、契約上とは別に、保険業法の効果を考えなければならない。

保険業法第 12 条第 1 項では次のように規定している。

「保険会社ガ法令、主務大臣ノ命令若ハ第 1 条第 2 項ニ掲ゲル書類ニ定メタル特ニ重要ナル事項ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ取締役若ハ監査役ノ解任若ハ事業ノ停止ヲ命ジ又ハ事業ノ免許ヲ取消スコトヲ得」

従って、事業方法書に定める最高保険金額を超えて引き受けた行為が、事業方法書に規定する特に重要な事項に違反するか判断し、違反するとなればその命ずる一定の効果を受けなければならない。

A-2

- ① 再保険 ② 責任準備金 ③ 大蔵大臣ノ認可 ④ 全部又ハ一部 ⑤ 再
保険契約 ⑥ 責任準備金 ⑦ 保険料積立金 ⑧ 未経過保険料 ⑨ 保険料
積立金 ⑩ 純保険料式 ⑪ 5 年 ⑫ 保険料払込 ⑬ 保険料積立金 ⑭
業務及財産 ⑮ 契約ノ移転 ⑯ 特別ノ事情アル場合 ⑰ 保険数理上 ⑱
大蔵大臣ノ認可 ⑲ 営業保険料式 ⑳ 保険料積立金

A-3

生命保険契約の募集は、登録した生命保険募集人のみがこれを行うことができるのであるが、第10条は、一方においては、保険会社の側から、他方においては、生命保険募集人の側からする規則により、いわゆる乗合を禁止するものとし、1人の生命保険募集人が2つ以上の生命保険会社に所属することのないようにするとともに、1人の生命保険募集人が2社の生命保険会社から募集の委託を受けることができないことを規定している。

A-4

- (1) 生命保険会社は、他の事業を営むことができない。しかし、信託業法に拘らず、主務大臣の認可を受け、支払う保険金について、信託の引受をすることができる。

これは、保険以外の他の事業を兼営することを制限し、保険事業に専念させるものである。

(2)

- (イ) 次の事項を調査し、創立総会に報告しなければならない。(商法第184条)

- ① 会社の設立に際し、発行する株式の総数の引受けがあったか否か
- ② 発行価額の全額の払込および現物出資に関し、払込期日にその財産の全部の給付がなされたか否か

- (ロ) 取締役会に出席し意見を述べることができる。(商法第260条の3)

- (ハ) 取締役の職務の執行を監査する。(商法第274条)

- (ニ) いつでも取締役に對し営業の報告を求め、または会社の業務および財産の状況を調査することができる。(同上)

- (ホ) 取締役が株主総会に提出せんとする議案および書類を調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは株主総会にその意見を報告しなければならない。(商法第275条)

- (ヘ) 会社または子会社の取締役または支配人その他の使用人を兼ねることができない。(商法第276条)

- (ト) 会社または第三者に対して損害賠償の責に任ずべき場合において、取締役もその責に任ずべきときは、監査役および取締役は連帯債務者とする。(商法第278条)

B-1

預金は民法の消費寄託（第666条）の一種であり、合同運用指定金銭信託は信託法に定める信託（第1条）の一種であるから、法律上両者には非常な差違があるが、共に金銭の授受を要件とする要物契約であることと、特に定期預金と合同運用指定金銭信託については、両者共に利殖を主たる目的とする貯蓄性資金である上に、信託業法では後者に元本補填および利益補足の特約が認められるため、両者が同様のものと考えられ易い。そこで両者の相違点を明らかにすると次の様になる。

1. 運用制限：銀行は預金者から受入れた預金をどの様に使用するかは自由であるが、合同運用指定金銭信託においては、受託会社は信託契約によって指定された運用方法に従って、受託した金銭を運用しなければならない。
2. 運用義務：銀行は預金者に対し、元本と約定利息とを返還すれば債務を免れるのであって、その間必ずしも受入れた金銭を運用する義務を負うものではない。これに対し、受託会社は受託した金銭を単に保管するだけでなく、受益者の利益となる様に運用しなければならない。
3. 預金利率と配当率：預金利率は預金契約締結時に確定するが、金銭信託の配当率は原則としてその決算時または終了時に確定する。
4. 分別管理：銀行は預金を自己資本および他の預金等と合同して使用できるが、金銭信託では受託会社の自己資本とは勿論のこと、銀行業務を営む場合は、預金および借入金等とも分別管理されるだけでなく、金銭信託相互間でも、運用方法が同じ場合にのみ合同運用が許されるに過ぎない。
5. 元金の返還：銀行は預金者に対し預金と同額の金銭を返還しなければならないが、金銭信託の場合は、元本補填契約（特約）がなされた場合は預金と同じになるが、この特約がない場合は、受託会社に善良なる管理者の注意義務に欠けるところが無い限り、信託財産に欠損が生じ元本を割ることがあっても、補填する義務は無い。
6. 存続期間の確定：預金は普通預金および当座預金の様に期限を定めないものがあるが、金

金銭信託の場合は必ず存続期間を定めねばならない。何年何カ月という定め方に限らず、「受益者が成年に達したとき」とか「学校を卒業したとき」「結婚したとき」等と定めても差支えなく、また最短期間の制限が適用される。預金よりも金銭信託の方が長期性のものであることはいうまでもない。

7. 時効：預金は商事上の債権であるから、商法第522条により5年間で消滅時効が完成するが、金銭信託については、信託終了後の信託財産返還請求権の消滅時効は20年間であり、また収益請求権の消滅時効も20年間と解される。
8. 預託金額：現在、普通預金は1円以上、定期預金は1口1000円以上であれば銀行はその預金を受入れている。これに対し合同運用指定金銭信託は5,000円以上とされている。
9. 特約：預金契約には原則として特約が附加されることはないが、金銭信託では特約が附加されることが少なくない。預金の場合には預金者の特殊あるいは個性的目的は考慮の外にあるという建て前をとっているが、これに対して金銭信託の場合には、委託者の特殊あるいは個性的目的を考慮するという建て前をとる（信託の成立には、信託の目的がなくってはならないとされている。）ことから生ずる相違である。
10. その他：上記のほか、金銭信託については、一般信託財産と同様に信託法の保護規定が適用される。特に注意すべきものは次の通り。
 - (ア) 強制執行および競売の禁止（第16条）
 - (イ) 相殺の禁止（第17条）
 - (ウ) 物上代位性（第14条）

B-2

1. 信託は次の場合に終了する。
 - (ア) 信託行為（信託契約）に定めた事由が発生したとき（信託法第56条）
 - (イ) 信託の目的を達したとき、もしくは達することができなくなったとき（同条）
例えば学資金に充てる目的の信託において、受益者が死亡した場合は、「達することが

できなくなったとき」に当る。

(ウ) 信託が解除されたとき。……これについては2.で説明する。

2. 信託の解除は次の場合に生ずる。

(ア) 信託行為に定めた解除事由が発生したとき(同59条)

(イ) 委託者が信託利益の全部を享受する場合に、委託者又はその相続人が解除権を行使したとき(同57条)……「委託者が信託利益の全部を享受する場合」とは、委託者が信託元本ならびに信託収益の受益者を兼ね、かつ他に受益者が存在しない場合を指す。

(ウ) 受益者が信託利益の全部を享受する場合に、信託財産によらなければその債務を完済できないとき、その他やむを得ない事由に基づき、受益者又は利害関係人が裁判所に信託の解除を請求し、裁判所がこれを認めたとき(同58条)

信託の解除の効果はそれ以前に遡及せず、将来に向ってのみ効力を生じ(同60条)上記

(イ)(ウ)の場合、信託財産は受益者に帰属する。(同61条)

3. 信託終了の場合、信託行為に定めた信託財産の帰属権利者が無いときは、その信託財産は委託者又はその相続人に帰属する。(同62条)

4. 公益信託終了の場合に於て、信託行為に定めた帰属権利者の無いときは、主務官庁はその信託の本旨に従い、類似の目的のために信託を継続せしめることができる。(同73条)

5. 信託終了の場合には、受託者は信託事務の最終計算をなし、受益者の承認を得なければならない。この場合に、受益者又は信託管理人がその最終計算を承認したときは、受託者の受益者に対する責任は、これによって解除されたものとみなされる。(同65条)

B-3

(1) 事業主

① 適格退職年金制度への掛金の全額損金算入

(ア) 第1拠出金(通常掛金)

(イ) 第2拠出金(過去勤務債務償却のための掛金)

年額として (a) 過去勤務債務総額の 20% (定額償却による場合)

又は (b) 未償却過去勤務債務残高の 30% (定率償却)

の限度がある。

② 50% 移行による退職給与引当金との調整

(ア) 移行年度における「要支給額の発生額」の調整

移行年度の要支給額の発生額 = 移行年度末の新規定の要支給額 - 新規定により仮定計算した前年度末要支給額

前年度末要支給額を旧規定(100%)のままで計算すれば、前年度末の方が当年度末よりも大きくなり、後記の調整前累積限度超過額が生じない場合でも、まったく繰入が出来なくなるケースが多くなるので、この調整が認められる。

(イ) 移行年度以降における「累積限度額」の調整

移行により要支給額が減少し、従って要支給額の1/2である累積限度額(調整前累積限度額)が減少するので、引当金残高がこれを上回る(調整前累積限度超過額が生ずる)ケースが考えられ、これを一挙に取崩さねばならないとすると、多額の益金算入となることが考えられるため、次の様な調整が認められている。即ち、移行翌年度からの毎事業年度末においての累積限度額は、次の(a)、(b)の何れか低い方の額とすることができる。

(a) 繰越退職給与引当金額……期中の退職金支給等、法令による取崩し後の金額

(b) 調整後の累積限度額

$$= \begin{array}{l} \text{年度末における} \\ \text{新規定による調} \\ \text{整前累積限度額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{移行年度末の} \\ \text{調整前累積限} \\ \text{度超過額} \end{array} \times \frac{84 - (\text{移行の翌年度初から} \\ \text{当該年度末までの月数})}{84}$$

注) 移行割合が少く、期中退職金支給による取崩しが多額にあった場合には、移行年度末において、調整前累積限度額よりも繰越退職給与引当金額の方が小さいこともあり得る。なお84は7年を示す。

この累積限度額の調整は、上記(a)の残高が(b)の額を下回る年度の前年度まで行なうことが出来、調整を行なう間は退職給与引当金の繰入れは認められない。

(2) 加入者

退職金の50%移行の際に、適格退職年金制度を非拠出制(事業主のみが掛金負担を行な

う制度)とした場合は、加入者についての税制上の取扱いは特に変わる処はない。

退職金移行部分のほかに、加入者本人の掛金負担による部分を設けた場合、即ち拠出制を採用した場合には、下記のとおり、加入者負担掛金について、生命保険料控除として年間所得からの所得控除が認められる。

(ア) 所得税に関する生命保険料控除

- ① 年額 25 千円以下……………全額
- ② " 25 千円超 50 千円以下……25 千円 + (25 千円超の金額) × $\frac{1}{2}$
- ③ " 50 千円超 100 千円以下……37,500 円 + (50 千円超の金額) × $\frac{1}{4}$
- ④ " 100 千円超……………50 千円

(イ) 地方税に関する生命保険料控除

- ① 年額 15 千円以下……………全額
 - ② " 15 千円超 40 千円以下……15 千円 + (15 千円超の金額) × $\frac{1}{2}$
 - ③ " 40 千円超……………27,500 円 + (40 千円超の金額) × $\frac{1}{4}$
- ただし上限は 35 千円

(註) 年間の支払生命保険料の中に、適格年金掛金の加入者本人負担分を含めて、所得控除することが認められるということであり、適格年金契約が信託契約である場合にも、生命保険料控除となる。

(3) 受給者

退職金制度に残された 50% 部分については従来と取扱いの変る処がない。年金制度に移行した 50% 部分についての取扱いは給付の種類別に次のとおりとなる。

(ア) 退職年金

- ① 所得税課税上は給与所得として取扱われる。
- ② 拠出制の場合、本人負担掛金相当部分として、次の算式で計算される額が控除される。

$$\text{控除額} = \text{その年に支給される年金額} \times \frac{\text{本人負担掛金額}}{\text{支給(又は同見込)年金総額}}$$

- ③ 年額 60 万円未満は源泉徴収不要

(イ) 退職一時金

- ① 退職所得として課税上取扱われる。

- ② 拠出制の場合、本人負担掛金累計額そのものが控除される。
- ③ 退職年金を一時金選択した場合も退職所得として取扱われる。

(ウ) 遺族年金、遺族一時金

- ① 死亡退職による場合、退職金とみなして相続税課税対象となる。
- ② 退職後の死亡による年金及び年金受給中死亡による打切り一時金の場合、定期金とみなして相続税課税対象となる。

(上記の通り、遺族給付には相続税が課され、所得税非課税である。)

B-4

1. 厚生年金基金規則第42条は次の通り定めている。

「基金は毎事業年度、年金経理に属する資産から、前事業年度において生じた運用収益の額が、当該資産を年5分5厘で運用したとした場合の額をこえる場合であって、厚生大臣の定める額を上回るときは、当該上回る額を限度として、年金経理から業務経理に繰入れることができる。」

2. 監督官庁の指導の内容(47.1.21年発76号及び年企発4号)

(ア) 繰入れができる基金の範囲

第1回目の再計算を完了した基金であって次の条件を充たしているもの。

- ① 再計算結果又は決算結果によって掛金引上げが必要とされた場合、その処理を完了し、当該再計算又は決算の基準日の1年後に行なう決算日において、それ以上の掛金の引上げを必要としなくなった状態にあるもの。
- ② 過去勤務債務を有する場合には、当初又は給付改善等の後発債務発生時の予定償却年数から、直近の再計算までの経過年数を控除した年数で、過去勤務債務を償却出来ることが、当該再計算の際計算されているもの。
- ③ 財政再計算が、当局の指示した基礎数値(死亡率は第12回国民生命表に基づいたもの)によってなされているもの。

(イ) 繰入れができる運用収益の限度額

次の(a)×(b)+(c)×(d)の額……各数値は、予算編成の際の直近の決算における実績として判明した値であること。

(a) 年 6.5 % (最近の改正で 6.2 %) をこえる運用収益から、信託報酬、保険事務費、特別法人税を控除した額

(b)
$$\frac{\text{年金経理の総資産} - \text{最低責任準備金}}{\text{年金経理の総資産}}$$

(c) 年 7.3 % (最近の改正で 7.0 %) をこえる運用収益から、信託報酬、保険事務費、特別法人税を控除した額

(d)
$$\frac{\text{最低責任準備金}}{\text{年金経理の総資産}}$$

注 ① (b) が 0 又は負数のときは限度額は 0 とする。

② (総資産 - 限度額) < 最低責任準備金 となるときは
(総資産 - 最低責任準備金) を限度額とする。

③ 年金経理の総資産 = 信託資産 + 保険資産 + 流動資産 - 流動負債 - 支払準備金

④ 6.5 %, 7.3 % 等の運用収益を計算する際使用する平残には、流動資産、流動負債、支払準備金を含まないこと。

(ウ) 運用収益の使途、繰入れ要領

① 業務経理の事務費掛金の引下げに使用することは原則として認めない。

② 業務経理に繰越剰余金がある場合は、これで賄うことを優先し、それでもなお不足する場合に始めて運用収益の一部を充てるようにすること。

③ 運用収益の使途は次のものに限定される。(最近の改正により、使途制限が緩和されている……後記参照)

(a) 事務の機械化合理化に必要な経費

(b) 給付改善のための調査研究に必要な経費及びその周知普及に必要な経費

(c) 加入員、受給権者に対する基金制度の啓蒙に必要な経費であって、経常的でないもの

(d) 基金事務所の災害復旧、移転等臨時的な事業に要する経費であって、運用収益を繰入れるにつき、やむを得ない事情ありと都道府県知事が認めたもの

(エ) 最近の改正 (51. 1. 23 付内翰) について

① 繰入れができる運用収益の限度額の拡大

(a) 最低責任準備金をこえる資産に対応する運用収益部分

6.5 % をこえる運用収益 → 6.2 % をこえる運用収益

(b) 最低責任準備金に相当する資産に対応する運用収益部分

7.3%をこえる運用収益→7.0%をこえる運用収益

② 運用収益の用途の拡大

(a) 機械化合理化等の経費に限らず、広く運用収益を充てることが、次の条件付きで出来ることとされた。

(ア) 当該事業年度に見込まれる業務会計の物件費の25%を限度とすること。

(イ) 事務費掛金を引き下げすることとしないこと。

(ウ) 業務会計に繰越剰余金があるときは、当該剰余金を優先使用することとしていること、ただし、当該事業年度における業務会計の費用の2/12(2カ月分)に相当する程度の繰越剰余金は引続き保有しても差支えない。

(b) 事務の機械化合理化に必要な経費については、臨時的なもののみでなく、経常的な経費についても使用できることとし、その場合は(a)の限度額(物件費の25%)の枠外とされた。

(c) 次年度以降に不動産の取得を伴う福祉施設事業を実施しようとするときは、毎年度、当該事業年度において使用できる運用収益の額を限度として、年金経理からの繰入れを行ない、当該事業の実施に際し、その積立てられた額を使用することができることとされた。

(d) 年金受給者の福祉の向上をはかるため特に配慮する必要ありと認められる場合は、福祉施設会計において、運用収益をもって充てられる一時金を特別に支給する措置を講ずることができることとされた。(この場合はその内容等を、あらかじめ当局に協議することが必要である。)

C-1

私的独占禁止法の趣旨は経済のあらゆる分野において貫徹されなければならないが、損害保険料率については、競争の制限を必要ならしめる特殊の事情がある。すなわち、

(1) 損害保険は、コストが事後的にしか判明しない事業であり、事前にはコストは統計的確率に基づいて理論的に予測されるに過ぎない。従って、価格(料率)の決定を各保険者の無制限な自由競争に任せるときは、コストを下廻る料率引下競争が生じ、保険者が支払不能に陥っ

て多数の被保険者に不測の損失を与えるおそれが大きい。

(2) 危険の分散を十分に行なうためには、共同保険および再保険機構が必要であるが、これら
を円滑に運営するためには、各保険者の料率および契約条件が統一されていることが望まし
い。

(3) 前記の統計的確率を把握するためには、広く全業界の統計資料を集めることが必要であり、
このためにも各保険者の協力を要する。

よって、保険業法は、海上保険、航空保険、自賠責および地震保険について独禁法の適用
を原則的に除外している（第12条の3）。また、その他の種目についても、「損害保険料
率算出団体に関する法律」（以下「料率算出団体法」という）による特殊の取扱の道が開かれ
ている。

料率算出団体法によれば、2以上の保険会社は大蔵大臣の認可を得て損害保険料率算出団
体（以下「料率団体」という）を設立でき（第3条）、この料率団体が統計資料等を整備し
たうえ会員会社の使用すべき保険料率を算出する。保険会社または料率団体がこの法律に基
いて行なう正当な行為については独禁法は適用されない（私的独占の禁止および公正取引の
確保に関する法律の適用除外に関する法律第1条第4号）。また、事業者団体が競争制限的
の行為等をするを禁止している独禁法第8条の規定は、料率団体には適用されない（同第
2条第2号チ）。

料率団体の算出する料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また不当に差別的
なものであってはならない（料率算出団体法第9条）。料率団体は、算出した料率について
大蔵大臣の認可を受けなければならない（同第10条）。料率団体が料率の認可を受けたと
きは、会員会社自身はその料率につき保険業法第10条第1項の認可（基礎書類変更の認可）
を得たものとみなされる（同第10条の4第2項）。また、会員会社はその料率を遵守する
義務を負う（同第10条の7）。会員会社が料率遵守義務に違反したときは、基礎書類に定
めた事項の違反として、保険業法第12条の処分の対象となる。

料率団体による料率算出に当っては、会員会社中少数会員や弱小会員の意見が無視され、
または保険契約者の利益が害されることが防止されなければならない。このため、料率算出
団体法には、利害関係人の異議申立、公開聴聞、利害関係人の資料閲覧権等に関する規定が
設けられている。また、料率団体は、官報または日刊新聞への公告によって料率の周知をは

かる義務を負っている。

この法律による料率団体としては、現在のところ、損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会との二つがあり、これに国内全社が加入している。しかし、法律上は前述のように全社の加入は必要でなく、アウトサイダーが2社以上集まって別個の料率団体を設立することも可能である。

C-2

保険会社は、財産の評価換または売却によって計上した利益がこれによって計上した損失を超えるときは、その差額を準備金として積立てなければならない（保険業法第86条）。これを第86条準備金と称している。

保険事業については、その公共性にかんがみ、支払能力の確保がとりわけ要請される。本条は、このため、保険会社の資産内容を堅実にする手段の一つとして設けられた規定である。すなわち、評価益・売却益の如きは臨時的な利益に過ぎず、別の年度には評価損・売却損の発生もあり得るのであるから、このような利益についてはその社外流失を防ぎ、またこれを契約者配当や株主配当にあてるための不健全な競争の発生を避け、これを社内に積立てて経営の安全をはかろうとするものである。

この準備金は、欠損の填補にあてる場合、または財産の評価損・売却損が評価益・売却益を超えるときその差額の填補にあてる場合のほかは、取りくずすことができない（同法第87条）。ただし、特に主務大臣の認可を得た場合は、その全部または一部を積立てないことまたはこれを取りくずすことができる。

第86条準備金は、利益処分によって積立てられるものではなく、それに先立ち損益計算上算出されるものである。しかし、税法上は損金処理を認められておらず、制度の趣旨が一貫しないという問題を残している。また、売却益等に対する税金を支払っても、積立額は売却益等の全額（当該税額を控除した残額ではなく）とすべきであるとされているので、^(注1)この会計処理の結果決算上の損益が実態よりも悪くあらわれ、決算が苦しくなる場合もあり、ひいては、会社が資産運用上売却益の生ずべき株式投資や不動産投資を避けることも生じ得る。

実際問題としては、有価証券投資による capital gain が恒常的に発生している現状の下で無制限に第86条準備金を積立てることが妥当かどうかという疑問があり、これを責任準備金の増しまたは契約者配当準備金への繰入れにあてるべきであるとの議論もある。^(注2)また、

近年、変額保険、調整年金等に関連して capital gain の契約者還元の問題が生じており、その検討が今後の課題となっている。

なお、保険業法第86条と別に、同法第84条および同法施行規則第26条の2に次のように定められている。すなわち、取引所の相場のある株式については、主務大臣の認可を得て、商法第285条の6（原価主義）の規定にかかわらず、時価以内で取得価額を超える価額を付すことができる。この場合の評価益は、責任準備金または契約者配当準備金として積立てることを要する。この規定の趣旨は、株式に相当の含み益がある場合はこれがある程度保険契約者に還元する道を開いておくのが適当であるということにあり、第86条の規定を部分的に緩和しているものといえる（特に、相互会社の場合、このような道が開かれていなければ、含み益は会社解散時の契約者に一時に分配される結果となる）。

④ この試験施行後、昭和51年3月31日付大蔵省銀行局長通達によって、第86条準備金の積立をしないことにつき主務大臣の認可を受けることができるものの範囲が定められた。その一つとして、「第86条準備金の積立てのために要する法人税等相当額」が挙げられており、売却益等に対する法人税、都道府県民税および市町村民税の額を控除した残額を積立ればよいこととなって、前記（注1）の問題の解決がはかられている。また、他の一つとして、「社員（契約者）配当準備金に繰入れる額」が挙げられており、前記（注2）の問題への対応がはかられている（これは、一般資産と区分経理されている長期保険関係の資産の運用によって売却益等が生じた場合にこれを契約者に還元することを認める措置である）。

C-3

損害保険契約は損害の填補を目的とするものであるから、保険の目的が被災することによって被保険者が経済上の損害をこうむる関係にあることが必要である。換言すれば、被保険者は、保険の目的について、それが被災することによって失われるべきなんらかの経済的利益をもっていなければならない。保険の目的と被保険者とのこのような関係、ないしは、被保険者が保険の目的について有するこのような経済的利益を、被保険利益という。

保険の目的について被保険利益をもたない者は、その物につき自ら被保険者となって保険契約を締結することができない。もし、これを認めれば、その契約は保険でなく賭博となり、故意による事故招致などの社会的弊害を生ずる。「利益なきところに保険なし」といわれるゆえんである。

商法は、被保険利益のことを「保険契約ノ目的」といい、これを「保険ノ目的」（物自体）と区別している。被保険利益は、法律上のものでなくてもよく、事実上のものでさしつかえないが、金銭に見積りうるものでなければならず（商法第630条）、単なる感情的利益のようなものは被保険利益になり得ない。また被保険利益は適法なものでなければならない。さらに、被保険利益は確定できるものでなければならない。

被保険利益の価額が保険価額である。保険金額が保険価額を超える場合、超過分は無効とされているが（商法第631条）、これは被保険利益の前述の性質による。

被保険利益の種類としては、大要次のものがあげられる。

(1) 積極的利益

- (イ) 所有者利益 — 物の所有者としての被保険利益（最も普通の被保険利益）
- (ロ) 収益利益 — 被災のためその物からの収益が得られなくなることによって損失をこうむるという場合の被保険利益。利益保険はこれを対象としている。
- (ハ) 担保権者利益 — 担保物が被災した場合に、被担保債権の弁済が得られなくなることによって損失をこうむるといふときの被保険利益。債権保全火災保険はこれを対象としている。

(2) 消極的利益

- (イ) 責任利益 — 事故の発生により他人に対して損害賠償責任などを負うことによって損失をこうむるという場合の被保険利益。賠償責任保険はこれを対象としている。
- (ロ) 費用利益 — 事故の発生により特別の費用を支出しなければならないため損失をこうむるという場合の被保険利益。船舶・貨物保険における救助費の担保、住宅・店舗総合保険における臨時費用の担保などは、これを対象としている。

C-4

保険金額が保険価額に不足する場合、損害填補額は次の算式によって算出される。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害填補額}$$

これを比例填補の原則という。この原則は、商法第636条に定められており（任意規定）、

賠償責任保険，傷害保険等を除くほとんどすべての損害保険に適用されている。

この原則の必要とされる理由は次の如くであると考えられる。

(1) 被保険者間の公平性

今，甲乙兩人が共に価額500万円の建物をそれぞれ付保したとする。甲は保険金額を500万円として10,000円の保険料を支払い，乙は保険金額を250万円として5,000円の保険料を支払ったとする。この建物が共に被災し，損害額がどちらも200万円であったとすれば，比例填補を行わない場合甲乙兩人とも保険金として200万円の支払を受ける。このことは，甲の半分の保険料しか支払っていない乙が甲と同じ額の保険金を受領することを意味する。これに対し，比例填補を行えば，受領保険金は甲200万円，乙100万円となり，支払保険料に比例する。

上記の不公平は分損の場合にのみ生じ，損率が全損に近づくにつれて不公平の度合は減少する。しかし，損害件数の大部分は分損であることに留意を要する。

2) 料率算定上の合理性

比例填補を行わない場合は，物的損害の状況は同じでも，付保割合（保険金額の保険価額に対する割合）が小さいほど損害率（損害填補額の保険金額に対する割合）は高くなる。従って，所定の保険料率は，ある水準以上の付保割合を前提としてはじめて採算の合うものとなり，料率の適否は現実の付保割合の変動によって左右されざるをえず，保険経営は不安定となる。また，このように損害率が付保割合に依存する結果，損害統計の分析に支障を生じ，料率を科学的に算定しにくい。これに対し，比例填補による場合は，損害率は物的損害の状況をより直接に反映するので，このような不合理を生じない。

3) インフレーションに対する順応性

インフレーションの場合，保険金額を物価上昇に応じて刻々に引上げてゆくことは困難であるから，付保割合は低下せざるをえない。従って，もし比例填補を行わない場合は，上記(2)に述べた矛盾が端的にあらわれる。

なお，比例填補原則を適用する場合は，そうでない場合よりも，名目上の保険料率が低くなることは理論上当然である。

実際問題としては，比例填補の原則は一般大衆にやや理解しにくく，誤解やトラブルの原

因となることが多い。また、ある種の物件については、実務上比例填補の原則を十分に適用しにくい場合もあるようである。このため、物件の性質等によっては、比例填補の原則についてある程度の緩和措置を講じることは妥当といえる。しかし、基本的には、比例填補の方式は前述のような合理性を有し、国際的に長期間の経験を通じて確立された原則であることが認識されなければならない。